

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年4月16日(火)13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、  
内海研開炉係長、加藤原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

バックエンド統括本部 本部長代理

事業計画統括部 次長

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他13名

#### 5. 要旨

○原子力機構から、資料に基づき安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請への対応状況について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料0について)

- ・フローで示されている津波対策について、作業が完了したものについて色を変えて記載するなど、「完了した項目」と「今後実施する項目」の違いを分かりやすく記載すること。

(資料1について)

- ・茨城県が設定した最大クラスの津波(L2津波)の適用の際には、L2津波を想定した際の敷地の最大浸水高さを各施設様に適用するなど、保守性を有して適用していることを説明するべき。
- ・また、L2津波を適用する際の根拠として、低放射性固体廃棄物の貯蔵等が原子力科学研究所と類似していることを挙げているが、「類似している」ことについては、原子力科学研究所と東海再処理施設の比較、例えば、全ての廃棄物の保管方法や保管対象物の比較などにより、具体的に説明すること。

(資料2について)

- ・屋外監視カメラについては、監視可能な範囲を示すとともに、解析において津波が遡上してくるとした方角が確実に監視可能なことを示すこと。

(資料4について)

- ・核サ研内の津波漂流物の対象物調査結果において、鉄筋コンクリート構造物と鉄骨構造物の漂流物になり得ない理由を同一の理由で記載しているが、そもそも構造が異なり、がれきの発生する理由も異なるはずであるから、適切に分けて記載すること。

- ・代表漂流物の分類について、漂流物と判定した車両を「大型・中型車両」と「普通車両」に分けて挙げているが、説明中において「大型車両」は選定されていないので、適切な記載に修正すること。

(資料8について)

- ・津波防護柵の設置位置の妥当性について、資料において「津波漂流物からの防護ライン」と「柵の設置位置」を合わせて記載しているが、検討した柵の設置位置により防護ラインが護れることの妥当性を図の表現を工夫して示すこと。

(資料10について)

- ・電源等を供給する既設の恒設設備の取り扱いについて、「代替策としての有効性を確認」としているが、当該恒設設備に求められている機能の詳細を説明したうえで、代替策として、その機能と同等の機能が担保できることを説明すること。
- ・また、既設の恒設設備を維持するための工事をせず代替策を選択する理由については、何故、当該工事ができないのか等、検討した内容を具体的に示すこと。

(資料10-1について)

- ・添付されている工程における「安全対策設計・工事」に関して、説明のあった優先度が分かりにくいので、例えば、実際の工事期間に係る部分を色分けして表現し、優先度を踏まえた計画であることを表現するなど、優先度がこの工程にどう反映されているのか、分かりやすく記載すること。

○原子力機構より、承知した旨返答があった。

## 6. 配付資料

資料0：東海再処理施設の廃止措置に係る高放射性廃液貯蔵上の津波対策について

資料1：TRPの廃止措置を進めていく上での津波対策の基本的考え方（東海再処理施設の敷地に津波の侵入を許容する理由）

資料1-1：津波審査ガイドの要求事項と津波対策設計方針の比較表

資料1-2：屋外監視カメラについて

資料2：基準津波および耐津波設計方針に係る審査ガイドへの対応スケジュールについて

資料3：放射性物質を保有している施設等の津波防護対策の検討について

資料4：東海再処理施設における代表漂流物の選定について

資料5：HAW施設建屋貫通部からの浸水の可能性について

資料6：HAW施設の津波防護対策の目的

資料7：HAW施設の外壁の補強について

資料8：東海再処理施設における漂流物防護対策について

資料9：漂流物となり得る設備等の固縛等の対策について

資料10：TRPの廃止措置を進めていく上での地震対策の基本的考え方（案）

資料10-1：東海再処理施設の廃止措置に係る安全対策の進め方について

資料 1 1 : 建物・構築物および機器・配管系の構造（耐震性）に関する説明書